

令和7年度福島県狩猟免許試験のご案内

福島県生活環境部自然保護課

福島県では「狩猟免許」を取得しようとする方に対して、令和7年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。

1 試験の期日・会場

令和7年度の福島県狩猟免許試験は、次の日程で行います。

回数	試験期日	試験会場	試験の種類
第1回	令和7年8月3日(日)	アピオスペース (会津若松市インター西90)	網猟、わな猟 第一種銃猟 、 第二種銃猟
第2回	令和7年9月6日(土)	福島県いわき合同庁舎 (いわき市平字梅本15)	網猟、わな猟 第一種銃猟 、 第二種銃猟
第3回	令和7年10月13日(月)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	網猟、わな猟 第一種銃猟 、 第二種銃猟

※ 試験会場の場所はあらかじめ地図等でご確認ください。

また、駐車できる台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関を利用してご来場ください。

2 受験申込みの受付期間

狩猟免許試験を受験しようとする方は、住所地を管轄する地方振興局(8参照)に申請書等(5参照)を提出してください。受付期間は、試験期日ごとに次のとおりです。

回数	受付期間
第1回	令和7年6月2日(月)から 令和7年7月4日(金)まで
第2回	令和7年7月7日(月)から 令和7年8月8日(金)まで
第3回	令和7年8月8日(金)から 令和7年9月12日(金)まで

※ 持参による場合は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)を除きます。

また、郵送による場合は、受付締切日までの消印のあるものを有効とします。

※ 東日本大震災の影響により、住所地から所管する地方振興局の管外又は県外に避難している方については、どの地方振興局にも申請書類を提出することができます。手続きについては、申請を行おうとする地方振興局にご確認ください。

※ 未更新者の方は、別途申請期限(事由がやんだ日から1ヶ月以内)がありますので、申請する場合は、事前に地方振興局にご相談ください。

※ 災害等のやむを得ない理由で狩猟免許の有効期間内に免許の更新が受けられなかったため、狩猟免許が失効された方(未更新者)で、要件を満たす場合は、上記1の日程で免許試験(技能試験及び知識試験を免除)を受けることができます。

3 狩猟免許の種類

狩猟免許試験は、次の免許の種類ごとに行います。

種類	内容
網猟免許	「網」を使用することができる狩猟免許
わな猟免許	「わな」を使用することができる狩猟免許
第一種銃猟免許(※)	「装薬銃」を使用することができる狩猟免許
第二種銃猟免許	「空気銃」、「圧縮ガス銃」を使用することができる狩猟免許

※ 第一種銃猟免許試験に合格して第一種銃猟免許状を交付された方は、第二種銃猟免許状を交付された方とみなされます。(「空気銃」、「圧縮ガス銃」を使用できます。)

4 受験資格

福島県が実施する狩猟免許試験を受験することができるのは、福島県内に住民登録している方で、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない方に限ります。

- (1) 試験の日において20歳未満の者（網猟、わな猟免許については18歳未満の者）
- (2) 次のアからエに掲げる病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(4)までに該当する者を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 狩猟免許の取消を受けた者でその取消後3年を経過しない者（この場合は、取消に係る種類の免許に限り受験できません。）

5 受験申込み（申請）に必要な書類等

(1) 提出書類

狩猟免許試験の受験申込み（申請）に必要な書類は次のとおりです。

提出書類	部数	留意事項
ア 狩猟免許申請書	1部	福島県収入証紙（(2)参照）を貼付。
イ 狩猟免許試験用写真台紙及び 狩猟免許試験受験票	1部	<写真台紙、受験票の表面> 下記の写真を貼付し、必要事項を記入。 <受験票の裏面> あて先を明記し、85円切手を貼付。 ※返信用封筒を用意する場合は裏面不要。 ※試験期日の3日前までに受験票が届かない場合は県庁自然保護課にお問い合わせください。
写真（縦3.0cm×横2.4cm）	1枚	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの（裏面に氏名及び撮影年月日を記入）。
ウ 4受験資格の(2)から(4)までのいずれにも該当しないことがわかる書類	いずれか1部	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けている場合 ⇒ 当該許可証の写し 許可証のうち、猟銃・空気銃所持許可証番号、交付年月日、本人写真が掲載されているページの写しとする。 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けていない場合 ⇒ 医師の診断書 受験資格の(2)から(4)までのいずれかに該当するかについての医師の診断書（様式任意）。 ※申請前3か月以内に作成されたもの
エ 未更新者の方であることがわかる書類 ※該当者のみ提出		
① 狩猟免許の有効期間内に免許の更新を行えなかった旨の理由書	1部	次の事項を記載したもの（様式任意） ※記載事項： 更新を行えなかった狩猟免許の種類 有効期限 更新を行えなかった理由 更新できなかった事由が止んだ日
② 被災証明書（高速道路用を除く）（写し可）又は罹災証明書（写し可）等	1部	更新を行えなかった理由が災害の場合 ※該当する場合に添付
オ（封書による受験票の郵送を希望する場合） ⇒ 返信用封筒	1部	あて先を明記し、所定の郵便切手を貼付。

※ 複数の種類の狩猟免許を同時に受験する場合でも提出書類は各1部で結構です。

(2) 狩猟免許申請手数料

狩猟免許試験の受験には、手数料が必要になります。次の区分に応じて、所定の額の福島県収入証紙を申請書に貼付し、提出してください。

区 分	手数料の額 ※
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に該当する方（他種類の狩猟免許を取得している方、未更新者（注）の方など）	3,900円
上記以外の方（現在狩猟免許を取得していない方）	5,200円

※ なお、この手数料は、1種類の狩猟免許を受験する場合の額であり、複数の種類の狩猟免許を同時に受験する場合には、「種類×区分毎の手数料」の額の福島県収入証紙を貼付してください。

（注）災害等のやむを得ない理由のために狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者で、その事由がやんだ日から起算して、1ヶ月以内に申請書を提出したもの。

※ 申請書を受理した後は、試験日程が変更となった場合でも、納付された申請手数料の返還はできませんのでご注意ください。

(3) 申請書等の配付

申請書、写真台紙・受験票は、各地方振興局の県民生活課（南会津地方振興局においては県民環境課）、県庁自然保護課で配付しています。また自然保護課のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>）からも様式をダウンロードできます。

6 試験の内容

5の申請をされた方には、試験日時等を記載した狩猟免許試験受験票を郵送します。狩猟免許試験は、各試験期日とも、次の内容により実施します。

区 分	時 間	内 容
受 付	9:20～ 9:40	
知識試験	10:00～12:10 ※1	法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護管理に関する知識等についての筆記試験（三肢択一式）
適性試験	知識試験終了後～12:30	視力、聴力、運動能力（四肢、体幹）等に関する検査
未更新者	10:30～終了するまで	視力、聴力、運動能力（四肢、体幹）等に関する検査等
技能試験	13:00～17:00 ※2 （開始時間を変更することがあります）	猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測等に関する実技試験

※1 知識試験の時間は、受験区分により次のとおりとなります。

受験する狩猟免許の種類	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条第1号に該当する方（他種類の狩猟免許を取得している方）	左記以外の方（現在狩猟免許を取得していない方）
1種類	10:00～10:30	10:00～11:30
2種類	10:00～11:00	10:00～11:50
3種類	10:00～11:30	10:00～12:10

7 合格者の発表

試験の合格者は、県庁及び地方振興局（県北地方振興局を除く）のある合同庁舎の掲示板において次のとおり発表します。※県ホームページへも同日掲示します。

回 数	合 格 発 表 日	
第1回	令和7年8月8日（金）13:30～	各庁舎の掲示板には1週間掲示します。
第2回	令和7年9月12日（金）13:30～	
第3回	令和7年10月17日（金）13:30～	

なお、知識試験と適性試験に合格し、技能試験を受験した方には、郵送により合否及び狩猟免許の交付の方法をお知らせします（電話による合否のお問い合わせには、お答えできません）。

合格した方は、申請時に希望した方法により、住所地を管轄する地方振興局から狩猟免許の交付を受けてください（合格発表日には、狩猟免許の交付はできません。郵送するお知らせにより、交付日程を確認してください）。

8 お問い合わせ先

その他ご不明な点については、下記（最寄りの地方振興局の担当課、又は県庁自然保護課）までお問い合わせください。

お問い合わせ先	電話番号	郵便番号	住 所
県北地方振興局 県民生活課	024-521-2709	960-8670	福島市杉妻町2-16 北分庁舎 4F
県中地方振興局 県民生活課	024-935-1295	963-8540	郡山市麓山1-1-1
県南地方振興局 県民生活課	0248-23-1548	961-0971	白河市昭和町269
会津地方振興局 県民生活課	0242-29-5295	965-8501	会津若松市追手町7-5
南会津地方振興局 県民環境課	0241-62-2061	967-0004	南会津町田島字根小屋甲4277-1
相双地方振興局 県民生活課	0244-26-1144	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30
いわき地方振興局 県民生活課	0246-24-6203	970-8026	いわき市平字梅本15
県庁生活環境部 自然保護課	024-521-7210	960-8670	福島市杉妻町2-16

（参考：各地方振興局の管轄区域）

振興局名	管轄区域内の市・郡
県北地方振興局	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局	南会津郡
相双地方振興局	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局	いわき市